

千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会第6回会議記録概要

日 時：平成23年8月3日（水）午後1時～午後2時35分

場 所：千代田区役所6階 特別会議室

出席者：（委員）5名（定数5名）

（説明者）総務職員課長

（事務局）政策経営部長、総務職員課長

発言者	発言内容
	【午後1時 開会】
武藤会長	<p>それでは、只今から、第6回の行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会を開催する。</p> <p>前は、事務局からお示した報告書素案（たたき台）について、皆様からご意見をいただき、それを踏まえ、報告書案を作成し、事前に事務局からお送りした。</p> <p>本日は、この報告書案について検討するとともに、議論すべき点も何点かあるので、併せて検討していきたい。</p> <p>それでは、事務局から報告書案の説明をお願いします。</p>
総務職員課長	【報告書案説明】
武藤会長	<p>資料に何を付けるかは、最終的に、また後で議論することにして、最初に外山委員から論点メモを出していただいているので、ここからいきいたいと思う。</p> <p>まず、第1が、教育委員会の月額の部分の現行3分の1という表記と、20万円、10万円という表記の統一性、これは、確かに私も気づいたところであるが、どちらの方が望ましいか。実質的に金額は余り変わらない、3分の1程度、2分の1程度、3分の1程度とか3分の2程度というようにするか。</p>
外山委員	<p>あるいは括弧の方に程度を付けるか。どちらにした方が、やはり整合性がとれていないのは如何か。どちらかに統一した方がよいのではないかという意味である。</p>
武藤会長	<p>それでは、表現が軟らかいという意味では、具体的金額よりも3分の1程度、3分の2程度か。</p>
松江委員	<p>この表がないと、分からない。3分の1程度と20万円というのが大体同じだというのが、この表を見ないと分からない。この表が付けば。</p>
武藤会長	<p>31万2,000円だということは分かるので。</p>
松江委員	<p>この表が付くのであれば分かる。</p>
総務職員課長	<p>示すときには、金額も併記して十万幾ら、括弧、現行の3分の1というふうな表現をすれば、いいかなと。</p>
小幡委員	<p>あるいはもう少しソフトで。</p>
武藤会長	<p>例えばほかのところの20万円とか10万円とか、切りがいい数字だけではなくて、28万6,000円とか、現行も31万2,000円とか、ちょっと細かい計算をしてある数字になっているので、現行の3分の1程度で、</p>

<p>総務職員課長</p>	<p>あとは事務局として、適宜判断するというところで、如何か。それは、事務局としては、やりづらいか、金額を入れた方がよいか。</p> <p>金額そのものがどうこうではないので、ご意見をいただくという形である。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>では、現行の3分の1程度という表記にし、それで報告したいと思う。それから、外山委員からの2つ目の論点は、委員長と他の委員の報酬の差について、日額に反映させるのか、月額に反映させるのか、あるいは両方に反映させるのか、その理由も明確にすべきであるということである。一応、日額は2万7,000円となっている。これは、他の委員を見ると、比率が違ってくる。それから、現行の委員長と委員の月額報酬についても、これまでは、そこまで細かく議論しなかったが、現行が委員長と委員に差があるが、やはり差があっていいのではないかと思う。</p>
<p>外山委員</p>	<p>差を設ける場合、何の差なのかということの理由。それで、いろいろ調べてみた。ある区で副会長というのをしているが、その区には、ちゃんと理由が書いてあり、会議管理費として普通の委員プラス幾らというふうに書いてあった。日額で差があるのであれば、例えば会長のように、議事を管理している分だけ、やはり多くて構わないということと言えると思う。月額にした場合、どういうあれなのかというのは、活動の回数が違うなら日額で反映し、それから会議をしたならば、管理運営みたいなもので差があるのだという説明が付くが、月額でも反映させた場合、どうなのかと。</p> <p>更に、職務代理者も若干ほか他区を見ると設置しているところがある。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>置いているけれども、報酬に差はないというか。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>報酬に差はない。</p>
<p>外山委員</p>	<p>各区の状況を見ると、若干設置しているところもあるので、そこも一緒に議論した方がいいのかなと。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>千代田区の場合は、委員長だけがなくて、あとは同じである。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>会議管理費ですか、会議管理をするという、それから会議の対外的な委員会の代表、教育委員会の代表ということになりますし、その説明のところは付けた方がいいので、何て書くか、会長は会議を総理するなど、条例の中に書かれているのではないかと思うのだが。</p> <p>役割規定については。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>今、職務代理を正式に置いているのが、教育委員と選挙管理委員である。職務代理者と明記されている。</p>
<p>外山委員</p>	<p>代表監査も報酬額は一緒か。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>同額である。</p>
<p>吉川委員</p>	<p>例えば職務代理者が委員長欠席のときに、代理で委員長をしたら、そのときは、委員長の報酬に格上げしてお支払いするのか、それともそれは関係なく、月額だからそのままと。</p>

政策経営部長	そのままである。教育委員会は、必ず委員長と職務代理者を置く。それで委員長が欠けたときに職務代理者が定例会の議事進行をする、
武藤会長	そのときに、日額報酬も変わったりしないか。
政策経営部長	今まで月額なので、そういうことは問題なかった。
武藤会長	まず、委員と委員長の差というのは、月額についても考慮して、ここでシュミレーションしたが、10万円、3分の1程度だったら10万4,000円というのが3分の1だが、それだと委員は8万4,000円になる。20万円の場合は、3分の2というのがないので、20万円。3分の2程度の場合は、16万円。
外山委員	月額に反映した場合、非常に記載が難しくなるというのは、委員長も、今、現行の3分の1程度、委員も3分の1程度、まるで一緒のようである。そのところで何か現行の3分の1程度に何々を加える分と書かなければならなくなるのではないか。
武藤会長	現行は、委員長が31万2,000円だから、委員は25万円。
外山委員	委員長の月額の3分の1程度。
武藤会長	委員の月額の3分の1程度と。
外山委員	現行の委員長の月額の3分の1、了解した。
武藤会長	それが、教育委員会、選挙管理委員、監査委員についても、監査委員は、代表監査と識見と議選と3つの形がある。そこは、議選と識見の差になっている。代表監査と委員との差はない。 あえて現行に変更を加えなくても、これまでも代表監査と委員は、活動は独任制で一人ひとりが行っているわけであるから、議選の委員も全く同等の責任なので、代表監査と委員の場合の違いは、対外的な意味で。ということは、あくまで一人ひとりの仕事で考えていくということから、会議を代表するとか、そういう意味はない。皆さんで、3人で集まる会議というのはあるのか。
総務職員課長	ある。定例会議。
武藤会長	定例会議は、3人で集まる、そこは代表監査が会議を行うのか。
政策経営部長	代表という形で。
武藤会長	代表監査委員が、通常の見識の委員かというのは、千代田区の場合は、活動実態として何か差があったのは、たまたま恐らく仕事の関係だったような記憶があるのだが。
総務職員課長	大学の先生を今、講師と教授をやっておられるというのが、委員の状況にはなっているけれども。
武藤会長	活動時間なんかも、確か二人にちょっと差があったのだが、役割としては、定例会の司会をするということはあるけれども、ここでの差、通常の業務に関しては差がないので、そこを差を付けると、ちょっとの差ということになるから、なかなか難しい。

総務職員課長	<p>規定の中でも、明確に、教育委員会、選挙管理委員会の委員長が何を するというか、開催を宣言したり、事務的にその会を引っ張っていくと いうふうになれるところもある。</p>
外山委員	<p>そういう特徴というか、ほかの委員にはない役割があるから、それを 踏まえて、現行の制度を勘案して、手当的にほかの委員よりも増額して いるという説明。現行制度を踏まえて、更に委員長としての、委員とは 違った役割があるから、手当的に増額しているということであれば、月 額も日額も多くてもいいのではないか。ただ、月額、日額のどちらも多 いということがいいのかというのは、議論があると思うが。</p>
武藤会長	<p>それでは、教育委員会、選挙管理委員会は、委員と委員長に差を付け る。監査委員については、月額は大代表監査と識見委員の差は設けない。 但し、議選については、3分の1程度ということに考えている。 それから、日額については、これは3万円となっているが如何か。</p>
外山委員	<p>月額で半分ぐらいにしているから。</p>
武藤会長	<p>むしろ、日額の委員と委員長の差のところは、3万円と2万7,000円 だから、通常は、31万2,000円が25万円で、27万円ではないというこ となのか。大体3万円から2万7千円という、10%減額。それが、こ れまでは80%ぐらいだった。そこを80%にするのか、率でいくと、3分 の1といっているの、これまでと同じならば、80%という数字が合理 的かどうかわからない。これまでの31万2,000円と25万円の差とい うのは80%ぐらいか。</p>
松江委員	<p>80%である。</p>
武藤会長	<p>そこは、通常審議会が2万円と1万7,000円だから、その比率の方 が合理的。そうすると、この日額のところは2万5,000円となるか。</p>
松江委員	<p>2万5,500円。</p>
武藤会長	<p>どのように表記するか、具体的な金額で書いた方がわかりやすいか。 でも、日額3万円と書いてあるここで、例えば3万1,200円にするとか、 現在の月額の10分の1、3万1,200円にして、委員は2万5,000円にす るといふと、現行の10分の1という数字になる。</p>
外山委員	<p>やはり数字を表に出しておいて、程度にして、説明のときの何分の1 というのを使うか、やはりどちらかに統一しておいた方がいいと思う。 3分の1程度は、すごく柔らかでいいが、日額を3万と言ってしまっ ていると、3万の方にも程度を付けるというのでもいい。 それで、聞かれたら、説明のところは何分の1程度としたと書いてい ただいても。</p>
武藤会長	<p>では、金額を書いて、説明として現行の3分の1程度とか、日額につ いては、3万程度として、現行の月額の10分の1程度、そういうふう に書けば、同じ表記。 そうすると、委員長、委員について、その表記を両方とも書いていく と。</p>

松江委員	委員長の3万1,200円でもいいけれども、10分の1というので割り出したのではなかった。
武藤会長	違う。
松江委員	たまたまちょうどよく10分の1だったと。
武藤会長	そういうこと。現行の審議会が2万円で、それを通常の審議会と同じでは、制度的な意味とか、それから民主主義における重要な点というようなことから3万円にした。それが、たまたま10分の1だったということですけども。 では、10分の1程度というのは、あくまで結果論であるから、これを加えておくということで、その3万円程度の説明の中に、あるいは通常の審議会の1.5倍とか、あるいは2分の3とか。
松江委員	元々はそういう発想。
武藤会長	元々はそういう発想である。一般の審議会の委員報酬といった場合、ちょっと差があるか。
総務職員課長	若干差がある。学識経験者が高かったり。
武藤会長	だから、一般の審議会というように言うと、ばらつきがあるので、何か説明がしづらくなる。
政策経営部長	会長が2万円で、学識経験者、普通の一般の委員の中の学識経験者は1万7,000円で、そのほかの委員が1万6,000円、5,000円だとか、いろいろある。
武藤会長	では、合理的な説明というか、外向けの説明は、10分の1の方がいいか。
総務職員課長	表に出ている数字を根拠にするのであれば、その方がわかりやすい。
武藤会長	では、そういうことにさせていただくというのでどうか。10分の1、そうすると、3万円ではなくて、3万1,200円程度だから、1,200円は減額してということに最終的なところは落ち着いてくるのかどうか分からないが。 では、外山委員からの3つ目の論点としては、監査委員の場合は、識見委員と議員選出委員との報酬額の差について、もう少し検討する必要があると、このことについては、月額と日額の分が加わって。
外山委員	1つは、月額でこれだけ設けてあるのだから、日額は一緒にするというのも1つ、それからやはり日額の差をとというのも1つ。
武藤会長	議員報酬として、既に千代田区における活動は、一応、議員報酬として働くことを前提に出ている。だから、上乘せの仕事になるとしても、日額も半額でもいいのではないか。
外山委員	それも1つの考えである。それから、会議体では同じ役割をするから、同額でもよいのではないかという考え方。

武藤会長	どちらが合理的か。議長、副議長は、報酬が月額で決まっていて、いろんな業務をしても、何か上乘せの手当はないか。
総務職員課長	決まっている額以外に何々をやったらかといって、追加することはない。
武藤会長	それで、ただ金額が高いのは、一般の議員は、報酬が、これは前の報酬審で出したが、これまでの比率をそのまま使ったので。
総務職員課長	議長が 93 万 1,000 円、副議長が 81 万 5,000 円、一般の議員が 62 万 3,000 円。
武藤会長	ということは、20 万くらいの差、10 万円。議長、副議長、監査委員、一般の議員というところかというと、この月額報酬は妥当で、日額の部分については、付けていくと、今度は副議長よりも上になってきてしまう。
吉川委員	これにプラス、議会があったときなんていうのは、委員はプラスされている。
総務職員課長	日当はない。前は 5,000 円という費用弁償があったけれども、それはなくなった。実費ということで、かかった経費のみ、という実態がある。
武藤会長	議選の監査委員の活動日数は、どの程度か。
総務職員課長	活動日数は、普通の委員と同じ、36 日間。年 36 日、月平均 3 日、これは議選であろうが、一般であろうが変わらない。
武藤会長	3 日ということは、1 回 3 万円出していくと、副議長並みになる。そうすると、やはり議員の中の報酬バランスから見ると、半額でいいということになるか。半額でいいというか、半額程度にしないと、副議長よりも収入が多くなってしまう。
吉川委員	おおよそ、それで半分、議員 62 万 3,000 円で、うち 31 万 2,000 円。
外山委員	これも見ても、約半額ではある。
武藤会長	議選の委員については、現行の月額の 3 分の 1 程度として、日額については、識見委員の半額でどうか。これは、金額を入れて、1 万 5,000 円程度とし、議長、副議長、監査委員、通常の議員、それから委員長というようなところで、議会の中で、そこそこバランスが取れるのではないかと思うけれども、そこまでここで考えるべきかどうか。 もう一つ、選挙管理委員補充員については、現行報酬額が 1 万 3,000 円だが、これは変更する必要があるかどうか。この部分については、変更する必要があるのではないかと思う。 今度、選挙管理委員は 2 万 5,000 円ぐらいになると、その半分ぐらいか。 補充員については、変更せずということで、現行を維持するとか、そういう表記で、1 万 3,000 円で現行、括弧して現行を維持するというようなことで如何か。 では、外山委員の論点メモを先に具体的に解決してしまいたいと思うが、何年後と具体的に表記すべきである。(3) のところは。

外山委員	<p>説明すると、月額・日額の併用の支給方法を考える場合には、定例会への出席を月額とすると、定例会では日額を払わないという意味にも捉えられてしまうので、何かちょっと表現を変えた方がいいのではないかという提案である。</p> <p>定例会の出席は月額を反映し、出席謝金的なものは日額で支給するということ。</p> <p>その定例会、会議への出席以外で専門的なことをやる時間を月額として反映する。したがって、そういう表現に変えた方がいいのではないかというのが、1番目のところである。</p>
武藤会長	<p>そこについては、(2)のところの月額・日額の説明で「日常生活が」と書いてあるけれども「日常生活が」ではなくて、「委員会以外の時間が」とした方がいいと思う。委員会以外の時間が、委員の価値を高める時間につながっているかが、月額・日額の支給方法を決定するポイントとなる。自発的な活動は、委員としての活動を充実させるために必要な要素であるため、日額ではカウントしにくい面がある。だから、その次のところで、月額・日額併用の支給方法を考える場合、定例会の出席や専門性を高める活動等は月額を反映し、出席謝金的なものは日額で支給することが妥当と、そういうことか。</p>
外山委員	<p>会議等の準備とか、専門的な、今、おっしゃったことだと思う。</p>
松江委員	<p>出席謝金という言葉はいいのか。使っているのか。</p>
武藤会長	<p>使ってはいると思うが、それほど違和感はない。</p> <p>むしろ妥当ではないかという反問の形よりも、妥当であると考え、でいいのではないかと思う。</p> <p>それから、そもそもこの3の検討委員会の主な意見のところは、全体的な3つの委員会に共通する考え方を述べている部分と、それから、4番の監査委員について述べている部分があって、1、2、3の全体的なところは、むしろ前のところの、2の改定の理由、基本的な考え方が①から④までであるが、ここに3の(1)の行政委員会の制度は、公正性、中立性、専門性を期するものである云々の、この文章を基本的な考え方にもっていくのはどうかと、今の月額・日額の考え方についても、基本的な考え方のところにもっていく。改定の理由、千代田区の現状、基本的な考え方、ここに月額・日額の考え方をもっていくと、次の委員会のところに、それぞれ説明があるわけですが、教育委員会、選挙管理委員、監査委員、それで、その監査委員の説明のところは4、5をもっていくと。そして、今後の検討に当たってはと、この部分を3のところは、今後の見直しについてという表現にして、今後の見直しについては、他の制度を参考にしつつ、3年後に見直しをすべきである。書かなくても見直しをされるのか。でも、それは書いておいた方がよい。見直しをするということで、これまでどおり、3年ごとに見直しを続ける。</p> <p>3のところは、3というのは、検討委員会の主な意見と、これまでの基本的な考え方とが、どのように整理しようかと、同じ類似のことが書かれているなど思っていたので、そういう整理の仕方によろしい。</p>
総務職員課長	<p>それでよいと思う。それで、3の(6)(7)(8)は、なしにして、今の3の検討委員会の主な意見とあるところは、今後の見直しということでタイトルを付けて、3年後に見直しすべきではあるというような文言を入れて、それから、今の(1)(2)(3)までが、基本的な考え方の中に入れていって整理をし、主な意見というのは、その中に反映されているという考え方でいくと。</p>

武藤会長	(3) と (5) については、監査委員のところに入れる。
総務職員課長	③の中に3の(4)(5)を入れ込んでいくということ。
吉川委員	3年後に見直しすべきとしてしまってよいのか。
外山委員	<p>そこを書いた理由は、3ページのところに、改定の理由のところに、また、報酬額の改定についてもとあるので、区長等、特別職の給料報酬の改定時に改定していたわけで、私の書いている3番目にも関連があるが、これと整合性を持たせた方がいいだろうと、すなわち、そこが3年後に常に見直すんだという表現であれば、3年後という表記をした方がいいのではないかと。</p> <p>ということで、報酬審は3年というのが明確なので、それと足並みを揃えたら、表現も足並みを揃えておいた方がいいのではないかと。</p> <p>もう一步言うならば、そうであるならば、これはもう区長の判断によるのですが、そういう審議と一緒にしてもいいのではないかと。</p>
武藤会長	前はやったということで、次回またやるとは決まっていけないので。
外山委員	そういう意味も含めて、ちょっと書いてみた。つまり、根拠になったのは3ページの表現だったので、これと足並みを揃えておいた方がいいのかなというつもり。
武藤会長	特別職としての報酬は、一括してそこで特別職報酬等審議会で検討するのがよいという意見を、見直しのところに入れておく。
外山委員	そういう考え方もある程度。
武藤会長	あとは施行時期を考慮すべきだ、これも入れた方がよい。最後の3の検討委員会の主な意見ではなくて、先ほど今後の見直しすべき事項というように触れたが、見直しすべき事項ではなくて、今後の検討すべき事項か。今後考慮すべきか、検討事項以外のことを述べているので。
外山委員	改定の理由ときているから、改定に留意すべき事項とか、考慮すべき事項とか。
武藤会長	<p>留意事項か、改定についての留意事項とかにするか。そして、最初が見直しの何年後に、3年後に見直しということと、それから特別職の報酬と整合性をもって検討するというのと、それから、条例改正に当たっての留意事項。これを3点加えておくと。</p> <p>外山委員からの論点は、これで如何か。</p>
外山委員	もう一点、非常に悩んだところだが、小幡委員も指摘されていたが、外部監査制度が導入された場合には、見直しということを入れた方がいいかなと思った。他の区でしているところ、していないところを見ると、余り差がない。将来導入した場合には、すぐ見直しすべきかなとは思ったが、導入しているか否かによって、各区差がないので、それは必要ないかなと最終的には思う。
武藤会長	外部監査を導入した方がよいという意見は特にないか。

小幡委員	<p>ただ、監査制度自身が変わる可能性もあるので、今は、余りそこまで言わなくてもいいのではないかと。もしかすると、非常にドラスティックに変わる可能性があって、いつも要らないみたいな、ほかのやり方という可能性もある。</p>
武藤会長	<p>では、そういうことにさせていただきます。</p>
小幡委員	<p>そのように主な意見をこちらに入れ込んだ場合、例えば、今の現状の5ページの(1)のようなものが、基本的な考え方に入るとすると、今の基本的な考え方の②、これが、まさに行政委員の職務の性質を整理し、専門性や性格の違いを反映させると言っている。それで、更にすぐそれに続けて、これがあるのがどうかと思って、見ると、それぞれの(3)のところ、これが基本的な考え方に入ると、整合的でないようになっている。これは専門性だとか、だから、ここの部分はやめてしまい、(1)の全体を取り、そして、それぞれの委員に置かれている性格の違いを反映させるというのが基本的な考え方にあるので、さて、ここがどうかというふうに入った方がいいのではないかと。</p> <p>例えば、もし、それが前にあるとすると、必ずしもそう書いてもいない。例えば教育委員会は専門性が求められておりとか書いてあるし、だから、それが重きに置くとかいうもの前に出ると、その後のものとの整合性をしっかり取らなければいけないという感じした。そうであれば、後にあるとすれば、これは検討委員会が出た意見をまとめたんだということで、それはそれで別の読み方もあるのかなと思っていたが、そうすると、教育委員会委員のところ、性格的にはという4ページのところ、一定の専門性が求められているとなっていて、審議会委員というのは、監視役的な役割なのか、ちょっと微妙なので、どうか、教育委員会委員は、性格的には公正性、中立性ゆえに、行政委員会として設置されておりとかにする、設置されている、そこで。</p>
外山委員	<p>ただし、業務内容から一定の専門性が求められる。</p>
小幡委員	<p>そのようなくだりで、重きというのがなくなれば、余りここは違和感なく読めるのかなと思う。</p> <p>監視役というの、審議会委員のようなど書いてしまうと、これは行政委員会として設置されているので、では審議会委員と同じでいいのではないかという議論になりやすいので、ここはむしろやめておいた方がよい。教育という性格から特に置かれた行政委員会であるという感じか。それで、公正、中立性が特に求められていると、また、業務の性格上、一定の専門性も求められておりというように続くか。</p> <p>選挙管理委員も性格的には審議会委員のように監視役の、これもちょっとまずいかもしいないので、選挙管理委員は選挙の公正、中立性のために設けられた行政委員会であるというにして、職務の性質上、特に専門性というよりは、いかに選挙を平等かつ正確、迅速に実行するかと。</p>
武藤会長	<p>実施過程。</p>
小幡委員	<p>実行するかという。</p>
武藤会長	<p>実施面での活動、実施面での。</p>
小幡委員	<p>何か特に専門性が要するというわけではないということが言いたい。いかに選挙を公正かつ正確、迅速に実行するかという実施に関わる監視という面があると。それで、活動の連続性よりも選挙が行われる時期に集</p>

	<p>申して、これはよろしいのではないか。</p> <p>今、監査委員は、ここの4と5がこっちに入るから、専門性というのが強く言われていたと思う。ちょっと表現が、その重きというのがなくなつた方がまだ楽になると思うけれども。</p> <p>もう一点、基本的な考え方の3ページの④のところだが、経費削減を目的とするものではないことを共通の認識とした上で検討を進めてきたところではあるが、かといって、結局、区民向けに言うと、下げるべきだとみんな思っているのではないか、だから、先にこれが立つわけではない、しかし、報酬額の改定に当たっては、現下の社会経済状況に鑑み、合理的な報酬額の算定に配慮することとし、金額の大幅な増額は控えるべきである、というのはいかがでしょうか。要するに下げた、ということは、やはり区民からすると、値上げはないだろうなど。報酬額の改定に当たっては、現下の社会経済状況に鑑み、合理的な報酬額の算定に配慮することとし、大幅な増加は控える。</p>
総務職員課長	前段は取ってしまう。
小幡委員	前段は取らない。検討を進めてきたところであるが、報酬額の改定に当たっては、そこをひっくり返して、現下の社会経済状況に鑑み、合理的な報酬額の算定に配慮することとし、配慮することとする。その算定に配慮することとするでよいか。
武藤会長	<p>いろいろ側面から合理的な算定にきたわけなので、あとは、如何か。私も、例えば選挙管理委員が平等かつというのを、今、訂正の中で、公正という言葉に変わっていた、小幡委員の、公正、中立、かつ正確、迅速ということかなと思う。</p> <p>あとは、表現のところが気になったところも今の中で出てきたので、再度整理をし、送っていただければ、文言の整理だけで今後は済むのかなと思う。1つは、資料として何を付けるかということは、事務局から先ほど問題提起があったが、資料として、委員会の実態とか、それは必要に応じて求めがあれば出せばよくて、基本は資料4の簡単なものだけ、事実が確認できるものでいいのかなと思う。そうしないと、行政委員会の条例を一つひとつ付けたり、活動内容を示したりということになると、ちょっと膨大な量になり過ぎてしまう。</p>
総務職員課長	それは、ヒアリングのときに、これを検討する上での、あくまでも参考に皆様がお聞きいただいたということで、その活動時間だけに着目して決めたわけではないと思うし、選挙管理委員でいえば、選挙があるときでも3つ重なってあったり、2つだったりというときもある。全部比較をしてやるのかというわけでもないという話を内部でして、皆さんに投げかけてみようということだった。
外山委員	参考のところの実績は、この程度なら残しておいてよいか。平成21年、活動実績が各委員会の辺りに載っている。本文の中に、例えば4ページ、選挙管理委員のところを参考で活動実績が、これがあるので、ここからある程度読んでもらえばいいので、細かい資料は、私も要らないと思う。
武藤会長	では、資料についても、そういうことで、皆さん賛成していただけるのであれば、これで大体議論はできたかなと思うが、如何か。
総務職員課長	これを直して、本来ならば、今までの日程の中で、最終となっているが、正式に全体をもう一度見ていただいて、それでよければ。要するに

	あと2回やるということだが。
武藤会長	1回でよいのではないか。内容的には、もう確定して、あとは文言の問題なので、事前に送っていただき、最終的には、会長一任ということにさせていただいて如何か。
総務職員課長	もう一つ、改定時期をいつにするか。要するに、この報告を区として改定するのであれば、いつが望ましいというような。
武藤会長	条例改正が必要。今年度中にした方がよいとか、あるいは。
総務職員課長	年度の切り替えがいいとか、いろいろあると思うが、各行政委員の任期がばらばらなので、この時期には、一斉というのではない。選挙管理委員の選挙があったのが第2回定例会だったので、そこを外してしまうと、いつでも同じみたいなところはある。もし、ご検討の中で、この時期が望ましいというものがあれば、それを入れるのかどうか前提としてあるが、どうか。
武藤会長	もう一度確認だが、条例を改正して、条例施行日になると、委員の報酬体系がそこから変わるということか、それとも任期で変わるのか。
総務職員課長	すぐ変えようと思えば、そういう時期、あるいは任期で変えるというふうに表記すれば、任期、それは方法論。
政策経営部長	行政委員会が3つあるから、いずれにせよ、全部時期がばらばらになる。だから、条例が一斉に、例えば一番早くて第四回区議会定例会で提案するとしても、それを施行するのがいつからにするのがいいのかと。
外山委員	先ほどの私の論点メモの最後で、そこはちょっと酌んでもらえないか。条例の改定に当たっては、任期に留意し、改正及び施行の時期に考慮すべきであるというのを意見として入れておいて、そうすれば、いつとはなかなか。
武藤会長	任期が変わったら新しい制度にしてくださいと、要するに現在の報酬体系で選任された方に、新しい報酬を適用するのではなくて、新しく選任されて任期が始まる人から、今度の改定後の制度を適用してもらおうと。
外山委員	だから、そこを少し柔らかく留意してという言い方でいって、立法判断のところもあるし、財政的にということ、これを入れてもらおうとメモを書いた。
武藤会長	やはり任期の方がよい。今、受けているから、そのまま報酬体系が変わってやっているからというよりも、やはり報酬体系が変わるのだったら、私は受けないという人も出てくるかも。
政策経営部長	任期が違う人が多くいるとすると、制度全部が一斉に変わるとそれはよいが、任期が一斉に変わらない教育委員会のように全員ばらばらである。そうすると、その辺のところもあるので。任期に合わせると。
武藤会長	任期に合わせると、その問題があるのか。委員によって報酬が違ってきてしまう。

政策経営部長	月額制の人と、新しい制度導入の人とが。
武藤会長	教育委員会は、任期と年度とか全くばらばらなのか。
政策経営部長	法律で、教育委員の任期は意図的に始期をずらしている。
外山委員	それは、やはり任期に準じた方がいいのではないか、一斉で途中で変わるよりも。
吉川委員	でも、そうすると、ばらばらになってしまう。
外山委員	それはしようがないと思う。一時的にばらばらになるのは。
松江委員	4年経てば全員揃う。4年間我慢すればいい。
外山委員	それは、経過措置でしようがないような気がするが、その辺は最終的には立法行政判断に委ねる方がいいと思う。余りここで細かなところ、だから留意すべきということだけでいいかなと思った。
武藤会長	そこは、例えばこういうことについて反対の意見を持つ委員もいるし、あるいはそれでいいという委員もいる中で、一律にやると、やはり区長としてもやりづらいところがあるかもしれないので、そこは、それぞれの事情を判断しながら。
総務職員課長	さっきの(3)の条例の改正に当たってはというものをに入れていくということで、改定の時期を示している。
武藤会長	ほかに。
総務職員課長	背景は、この3つでよろしいか。裁判事例、大津地裁、区でいくと、千代田区か新宿区の例、それから全国知事会、こんなところで背景としては。
武藤会長	新宿区の選挙管理委員の日額高い。特になければ、また、報告書をもう一度整理して、メールでお送りして、ご覧いただき、そこでご意見をいただく。最終的に私の方で確認をし、連絡させていただくかもしれないが、ご意見をいただいたり、それで、最終的にでき上がったところで、区長へ報告ということになる。
武藤会長	<p>【日程調整】</p> <p>今回は、9月7日の午後4時とする。事務局から改めて通知する。</p> <p>【午後2時35分 閉会】</p>